

第82期 定時株主総会 招集ご通知

目次

第82期定時株主総会招集ご通知	2
コーポレートガバナンスの取り組みのハイライト	7
[株主総会参考書類]	
第1号議案～5号議案	8
[添付書類]	
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	21
2. 会社の株式に関する事項	28
3. 会社役員に関する事項	30
4. 会計監査人の状況	33
5. 会社の体制及び方針	34
6. 剰余金の配当等の決定に関する方針	37
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	45
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	48
監査等委員会の監査報告	51

開催日時

2021年3月25日木曜日 午前10時
(受付開始：午前9時30分)

開催場所

コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル
3階「龍田の間」
(ご来場の際は、「株主総会会場のご案内」を
ご参照ください。)

決議事項

会社提案（第1号議案から第3号議案まで）

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
5名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のため
の報酬決定の件

株主提案（第4号議案から第5号議案まで）

- 第4号議案 剰余金処分（特別配当）の件
- 第5号議案 剰余金処分（普通配当）の件

経営理念

「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」

美しい地球を甦らせること……。

それは、人類に課せられた21世紀の大きな課題です。

荏原実業は、環境に対する社会的な関心が高まる以前から環境保全のエキスパートとして様々なノウハウを蓄積し続けています。

今後も無限の可能性を秘めた環境保全のリーディングカンパニーを目指し、企業努力を結集してまいります。

株主総会における新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

- 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、例年よりも縮小した規模になりますので、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、**事前行使を是非ご利用ください。**
(詳細は4頁から6頁のとおりです)。
- ご来場の株主様におかれましては、**マスク着用と入場前の手指の消毒**をお願いいたします。
- 当日は、受付前に株主様の体温を計測させていただき、**37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。**
- 株主総会会場前の**ドリンクサービスはございません。**
- 株主総会に出席する取締役及び運営メンバーは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合、感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、下記の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。ご出席の際はご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www.ejk.co.jp/>

証券コード 6328
2021年3月5日

株 主 各 位

東京都中央区銀座七丁目14番1号

荏原実業株式会社

代表取締役
社長執行役員 阿 部 亨
兼 C O O

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席なされない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 3階「龍田の間」
（ご来場の際は、「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項

- 報 告 事 項
- (1) 第82期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第82期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

決 議 事 項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

<株主提案>

- 第4号議案 剰余金処分（特別配当）の件
- 第5号議案 剰余金処分（普通配当）の件

以上

-
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ejk.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ejk.co.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年3月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年3月24日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年3月24日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入にあたってのご案内

本定時株主総会におきましては、株主様より、株主提案権の行使（以下「株主提案」といいます。）に関する書面を受領いたしております。

当社取締役会としては、それぞれの株主提案に対し、反対する旨の意見を記載しております。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否のご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個 御中 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> ××××年 ×月××日 _____ _____ _____ _____ _____ ○○○○○○○																																																	1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ (印 取 欄) スマートフォン用 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード 見本 ○○○○○○○

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号～第3号議案

第1号議案から第3号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第4号、第5号議案

第4号及び第5号議案は一部の株主様からのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案すべてに反対しております。
詳細は17・20ページをご参照ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

代表的な賛否のご記入例

議決権行使書への賛否の代表的なご記入例は以下のとおりであります。

〈会社提案〉に賛成し、〈株主提案〉に反対する場合

議案	第1号 議案	第2号 議案	〔下の候補 者を除く〕	第3号 議案
会社 提案	賛	賛		賛
	否	否		否

〈株主提案〉に賛成する場合

議案	第4号 議 案	第5号 議 案
株 主 提 案	賛	賛
	否	否

議案	第4号 議 案	第5号 議 案
株 主 提 案	賛	賛
	否	否

※当社取締役会は、こちらの立場となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

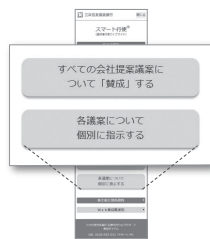
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

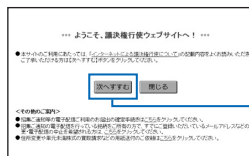
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

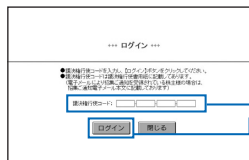
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

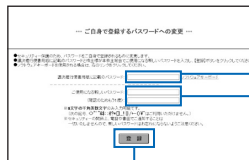
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

コーポレートガバナンスの取り組みのハイライト

1. 資本政策・株主還元について

(1) 堅調な業績及び今後の経営環境等を勘案し、2020年12月期の期末配当として1株につき前期比50円増となる80円（実施済みの中間配当金30円と合わせた年間配当は110円）を会社提案議案として上程させていただいております。

(2) 次の基本方針に基づき、2021年度から株主還元をまいります。

（基本方針）

財務健全性、資本効率、利益還元のバランスを追求しつつ、新規事業展開のための設備投資、業務提携、M&Aなどの成長投資や収益性の改善により利益拡大を図り、株主価値の向上を目指してまいります。

また株主の皆様への利益還元は経営の重要課題としており、利益の配分につきましては、連結配当性向35%を目安に安定的な配当を継続的に実施する方針です。

更に利益還元の一つとして、資金需要・株価水準等を考慮しながら、機動的な自己株式の取得を実施してまいります。

2. 譲渡制限付株式報酬導入について

取締役の報酬について基本方針の見直しを行うとともに、経営陣幹部のインセンティブ向上と株主（投資家）様との利害共有を通じて企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指すことを目的に譲渡制限付株式報酬（RS）の導入を会社提案議案として上程させていただいております。

（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等の概要）

経営理念を実践する優秀な人材の登用・保持を可能とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主様との価値共有を進める報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監査等委員である取締役は、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

3. 政策保有株式の縮減について

当社の純投資以外の投資を行う際の基本方針は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、投資先ごとに事業戦略上の重要性、財務安定性や受取配当金等のリターンなどを総合的に勘案して、保有意義が希薄した株式については適宜売却を進めることで政策保有株式の縮減に努めてまいります。2020年12月末時点で当社が保有する政策保有株式は11銘柄1,972百万円であり、さらに、2021年2月までに4銘柄432百万円を縮減し、同月末現在の政策保有株式残高は、2020年12月末の時価ベースで換算すると、2020年12月末連結純資産16,703百万円の9.2%相当になっております。

<会社提案>

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務健全性及び資本効率、利益還元のバランスを追求しつつ、新規事業展開のための設備投資、業務提携・M&Aなどの成長投資や収益性の改善により利益拡大を図り、株主価値の向上を目指していきます。また株主の皆様への利益還元を経営の重要課題としております。

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき80円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を含めた年間の配当金は1株につき110円となり、前期と比べ1株につき50円の増配となります。

本株主総会には、本議案とは別に、後記のとおり株主様から剰余金の配当に関する議案が提出されていることから、配当金支払い事務を円滑に行うため、配当金支払開始日につきましては、2021年4月15日とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金80円

配当総額 502,758,080円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月26日

(4) 配当金支払開始日

2021年4月15日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

<会社提案>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	すず き 鈴木 ひさ し 久司	代表取締役 会長 兼 CEO	再 任
2	あ べ 阿部 とおる 亨	代表取締役 社長執行役員 兼 COO・ 自社製品統括	再 任
3	いし い 石井 たかし 孝	取締役 常務執行役員 営業統括・ 環境設備本部長	再 任
4	よし だ 吉田 とし のり 俊範	取締役 常務執行役員 管理本部長	再 任
5	おお の 大野 しゅう じ 周司	取締役 常務執行役員 総合企画室長	再 任

再 任 再任取締役候補者

候補者番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	再任 すずき ひさし 鈴木 久 司 (1939年11月30日生)	1961年9月 当社入社 1983年11月 当社取締役 1986年12月 当社常務取締役 1990年3月 当社専務取締役 1991年10月 当社オゾン事業部統括 1993年12月 当社代表取締役 同 当社管理統括 2000年2月 当社代表取締役副社長 2001年4月 当社環境開発本部統括 2002年10月 当社新事業推進室統括 2007年1月 当社代表取締役社長 同 当社営業統括 2016年3月 当社代表取締役会長 2017年1月 当社代表取締役会長兼社長 2020年4月 当社代表取締役会長兼CEO（現任）	138,869株
(取締役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、グループ全体の事業及び経営にも熟知し、当社の経営トップに相応しい経験と実績を有しております。 2020年4月には、代表取締役会長兼CEOに就任し、同氏の経営手腕は、当社グループのさらなる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふり 氏 (生 年 月 日)	がな 名	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
2	再 任 あ べ 阿 部 (1957年1月22日生)	とある 亨	1981年4月 当社入社 2003年4月 当社産業システム部長 2005年6月 当社環境ソリューション本部副本部長 2009年1月 当社環境事業本部副本部長 2011年1月 当社執行役員 2013年11月 当社上席執行役員 同 当社環境事業本部長 2017年1月 当社専務執行役員 2017年3月 当社取締役 2019年1月 当社営業統括 2020年4月 当社代表取締役社長執行役員兼COO（現任） 同 当社自社製品統括（現任）	15,563株
（取締役候補者とした理由） 当社において主に環境関連事業に従事し、製販一体の組織である環境事業本部長を務めるなど、当社の営業部門や技術部門で豊富な経験と実績を有し、環境関連事業でリーダーシップを発揮するなど、経営全般に関する知見を有しております。2020年4月には、代表取締役社長執行役員兼COOに就任し、同氏の豊富な経験と高い見識は、当社グループの持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。				
3	再 任 いし 石 井 (1962年2月10日生)	たかし 孝	1996年3月 当社入社 2005年1月 当社環境設備第2営業部長 2009年7月 当社風水力本部長 2012年1月 当社執行役員 2013年1月 当社上席執行役員 同 当社環境設備本部長（現任） 2017年1月 当社常務執行役員（現任） 2019年3月 当社取締役（現任） 同 当社営業副統括 2020年4月 当社営業統括（現任）	6,957株
（取締役候補者とした理由） 当社において主に風水力冷熱機器等関連事業に従事し、豊富なマネジメント経験・実績・見識を有しております。2020年4月には営業統括に就任し、同氏の経験と見識は、当社グループの持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。				

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	再任 よしだとしのり 吉田俊範 (1962年9月23日生)	1989年6月 当社入社 2008年3月 当社総務部長 2013年1月 当社管理本部副本部長 2013年4月 当社執行役員 2015年7月 当社管理本部長（現任） 同 当社法務部長 2016年4月 当社上席執行役員 2019年3月 当社取締役（現任） 同 当社常務執行役員（現任）	8,764株
(取締役候補者とした理由) 当社において経理・人事・総務・法務などのコーポレート部門での要職を歴任し、グループ経営に関する豊富な経験を有し、経営の一角を担ってきました。 同氏の豊富な経験や高い見識は、当社グループのさらなる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			
5	再任 おおのしゅうじ 大野周司 (1967年6月9日生)	1996年10月 当社入社 2002年4月 当社経理部長 2007年1月 当社執行役員 2013年1月 当社上席執行役員 同 当社管理本部長 2015年7月 当社社長室長 2016年7月 当社総合企画室長（現任） 2020年3月 当社取締役（現任） 同 当社常務執行役員（現任）	9,207株
(取締役候補者とした理由) 当社において経理・財務、経営企画、広報・IRなどの担当としての幅広い経験を有し、当社グループ全体の経営の中核機能を果たしてきました。2020年3月に取締役に就任し、同氏の豊富な経験と見識は、当社グループのさらなる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者にしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2020年12月31日）現在の株式数を記載しております。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 当社は、役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<会社提案>

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額は、2016年3月24日開催の第77期定時株主総会において、年額280百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額35百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年19,200株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社は2021年2月16日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告31頁に記載のとおりであります。本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。以上より、本制度は相当なものであると判断しております。

なお、本定時株主総会の時点において第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から当社の取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

2. 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が、当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、本割当契約において定める一定の期間が満了する前に退任する場合には、本割当株式のうちの一部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

3. 本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

このほか、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5. その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

第4号議案、第5号議案は、株主様1名（以下「提案株主」といいます。）からの提案によるものであります。

なお、提案株主から通知された議案の要領及び提案の理由は、提案株主の事前の承諾を得て行った、提案内容を明確化する観点からの修正を除き、各議案ごとに整理したうえで原文のまま記載しております。

<株主提案>

第4号議案 剰余金処分（特別配当）の件

1. 議案の要領

2020年12月期の期末剰余金の特別配当として、以下の通り配当する。

(ア)配当財産の種類

金銭

(イ)株主に対する配当財産の割当てに関する事項

普通株式1株あたり1,500円

配当総額9,426,837,000円

なお、会社法第461条に定める「分配可能額」が上記の配当総額を下回るときは、分配可能額を限度とする。

（当社注：本株主提案書面の原文のままとしておりますが、上記普通株式1株当たりの配当金額に2020年12月31日を基準とする配当の対象となる株式数を乗じた額が、本株主提案議案に基づく配当総額となります。）

(ウ)剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年3月26日

但し、上記は本定時株主総会の開催日が2021年3月25日であることを前提としており、開催日が異なる場合には、当該開催日の翌日に変更されるものとする。

(エ)配当金支払開始日

2021年4月15日

但し、上記は本定時株主総会の開催日が2021年3月25日であることを前提としており、開催日が異なる場合には、当該開催日から14営業日が経過した日に変更されるものとする。

2. 提案の理由

上場会社は上場会社の株主により所有されています。上場会社の取締役および経営陣は株主に対する利益還元を最大化する責務を主たる責務として負っています。貴社は長年貸借対照表上に現金を積み重ねてきています。日本における低金利環境においては、この大きな現金貯蓄は事実上株主還元を実施していないに等しく、単に貴社の株主還元の総額を低減するものです。日本国政府は繰り返し日本の上場会社に対し株主還元を増額するよう求めています。貴社がこの要請に応えるために行うべきことは明白で、株主に配当を実施し、余剰金融資産を減額することです。

当社は、全ての株主のために価値を上げることに尽力いたします。当社は東京証券取引所が東証一部上場企業の時価総額基準の導入に踏み切ろうとしていることを知り、この状況の中で、貴社取締役が貴社の株価ひいては貴社の価値全般を向上させるために採り得る手段を行うことが貴社および貴社の株主の利益に合致するものと考えております。この目的のために必要なことは、貴社が貴社の事業の質に応じた適切な評価を獲得し、当該価値に対応する市場での上場を維持することにあります。

株主に対し高い利益還元を実施する上場会社は、投資家の信頼を獲得し、現金を貯め込み、その稼ぐ力に応じた配当を実施しない上場会社に比べ、高い評価を獲得することができます。貴社は、貴社の経営陣と取締役会が株主の利益に合致した経営を行っていることが明白になった際、貴社の株価が上昇することを見ることになると思われます。他方、貴社が利益還元をほとんど行わないまたは全く行わないことに等しい金融資産の貯め込みを継続する場合には、東証一部での上場維持が困難となり、さらに貴社の評価を押し下げることになると思われます。

以 上

当社の取締役会の意見

取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社は、当社の経営理念である「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」企業として、健全な存続と持続的な成長を実現し、中長期的に企業価値を向上させることを目指しており、そのためには、継続的な投資と財務の健全性をバランスよく両立させ、中長期的に、かつ、安定的に資本コストを上回る経済的価値を生み出すことが重要であると考えております。

当社が、健全な存続と持続的な成長を実現し、中長期的に企業価値向上を図るためには、将来に向けた成長投資と財務健全性の確保が不可欠であると認識しております。また、当社の資本政策においては、資本効率、株主還元とのバランスにも配慮しつつ、必要な株主資本の保持に努めることを基本的な考え方としております。

これらの方針に基づき、会社提案の「剰余金処分の件」においては、2020年12月期の期末配当金を1株当たり80円とさせていただく予定であり、既実施しております第2四半期末配当金30円と合わせ、1株当たり110円、配当性向は概ね30%となります。また、2020年12月期においては総額5.7億円の自己株式取得を行っております。

今後の株主還元策については、2021年2月10日に「連結配当性向35%を目安とした安定的・継続的な株主還元」という考え方を定め、公表いたしました。

一方で、当社が健全な存続と持続的な成長を実現し、中長期的な企業価値向上を図る観点から、本株主提案にかかる2020年12月末時点の単体及び連結ベースの現預金残高を上回る剰余金の処分を行うことは適切ではないと判断いたします。よって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

(参考)これまでの株主還元の実績

区 分	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
1株当たり年間配当	45円	50円	60円	60円	110円
自己株式取得	－	－	2.7億円	－	5.7億円

(注)2020年12月期の1株当たり年間配当については、本年3月25日開催予定の定時株主総会において、会社提案が承認可決されることが条件となります。

＜株主提案＞

第5号議案 剰余金処分（普通配当）の件

1. 議案の要領

2020年12月期の期末剰余金の普通配当として、以下の通り配当する。

（ア）配当財産の種類

金銭

（イ）株主に対する配当財産の割当てに関する事項

普通株式 1 株あたり288円

配当総額1,809,952,704

但し、会社提案の普通配当金額がある場合にはこれを控除した金額に変更されるものとする。

なお、会社法第461条に定める「分配可能額」が上記の配当総額を下回るときは、分配可能額を限度とする。

（当社注：本株主提案書面の原文のままとしておりますが、上記普通株式 1 株当たりの配当金額に2020年12月31日を基準とする配当の対象となる株式数を乗じた額が、本株主提案議案に基づく配当総額となります。）

（ウ）剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年3月26日

但し、上記は本定時株主総会の開催日が2021年3月25日であることを前提としており、開催日が異なる場合には、当該開催日の翌日に変更されるものとする。

（エ）配当金支払開始日

2021年4月15日

但し、上記は本定時株主総会の開催日が2021年3月25日であることを前提としており、開催日が異なる場合には、当該開催日から14営業日が経過した日に変更されるものとする。

2. 提案の理由

上場会社は上場会社の株主により所有されています。上場会社の取締役および経営陣は株主に対する利益還元を最大化する責務を主たる責務として負っています。貴社は長年貸借対照表上に現金を積み重ねてきています。日本における低金利環境においては、この大きな現金貯蓄は事実上株主還元を実施していないに等しく、単に貴社の株主還元の総額を低減するものです。日本国政府は繰り返し日本

の上場会社に対し株主還元を増額するよう求めています。貴社がこの要請に応えるために行うべきことは明白で、株主に配当を実施し、余剰金融資産を減額することです。

当社は、全ての株主のために価値を上げることに尽力いたします。当社は東京証券取引所が東証一部上場企業の時価総額基準の導入に踏み切ろうとしていることを知り、この状況の中で、貴社取締役が貴社の株価ひいては貴社の価値全般を向上させるために採り得る手段を行うことが貴社および貴社の株主の利益に合致するものと考えております。この目的のために必要なことは、貴社が貴社の事業の質に応じた適切な評価を獲得し、当該価値に対応する市場での上場を維持することにあります。

株主に対し高い利益還元を実施する上場会社は、投資家の信頼を獲得し、現金を貯め込み、その稼ぐ力に応じた配当を実施しない上場会社に比べ、高い評価を獲得することができます。貴社は、貴社の経営陣と取締役会が株主の利益に合致した経営を行っていることが明白になった際、貴社の株価が上昇することを見ることになると思われます。他方、貴社が利益還元をほとんど行わないまたは全く行わないことに等しい金融資産の貯め込みを継続する場合には、東証一部での上場維持が困難となり、さらに貴社の評価を押し下げることになると思われます。

以 上

当社の取締役会の意見

取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社は、当社の経営理念である「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」企業として、健全な存続と持続的な成長を実現し、中長期的に企業価値を向上させることが、株主様をはじめとするステークホルダーの皆様の利益に資するものと考えております。

当社が、健全な存続と持続的な成長を実現し、中長期的に企業価値向上を図るためには、将来に向けた成長投資と財務健全性の確保が不可欠であると認識しており、当社の資本政策においては、資本効率、株主還元とのバランスにも配慮しつつ、必要な株主資本の保持に努めることを、基本的な考え方としております。

第4号議案剰余金処分（特別配当）の件への反対の理由で記載した当社の資本政策への取組みに加え、当社は2020年12月期においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い陰圧装置等の感染症対策製品の需要が高まったことに対応し、現状の財務健全性も活かして迅速な増産と安定供給を実施することができ、結果として前年比での増益を実現いたしました。また、ライフラインであり公衆衛生の要でもある上下水道インフラの整備の一端を担う企業として自然災害発生時に復旧活動への迅速な対応が期待されていることから、今後においても財務健全性の確保は、当社の存在意義、社会的信用の両面から極めて重要であると捉えております。

上下水道インフラ整備等の公共工事は、当社の受注高及び売上高の概ね6割前後を占め、今後も当社の成長を牽引する重要な事業となっております。特に、公共工事の受注においては自己資本比率や利益剰余金の額等を含む経営数値の評価が行われており、同事業の競争力を維持・強化する観点からも、財務健全性を維持することが当社の中長期的な企業価値向上に資するものであると認識しております。

このような事業環境の中、2020年12月期の当期純利益に近い金額を普通配当とする本株主提案は、当社の継続的な事業投資の必要性や将来における経営環境の変化を顧慮しない、短期的な視点に立脚したものであると考えざるを得ず、このような提案が可決されれば財務運営の安定性を損なう重要なリスクが憂慮されることから、結果として株主の皆様の利益を毀損するおそれもあるものと考えております。

従いまして、当社が引き続き健全な存続と持続的な成長を実現し、中長期的な企業価値向上を図る観点からは、本株主提案にかかる剰余金の処分を行うことは適切ではないと判断いたします。よって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以 上

事業報告 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 当期の概況

当連結会計年度（2020年1月1日から2020年12月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済活動が大きく制限を受け、景況感は急速に悪化しました。5月末の緊急事態宣言の解除以降、経済活動は回復に向けて動き出したものの、冬期に入り再び感染が拡大し、収束時期は依然として見通せず、景気の先行きは全く予断を許さない状況が続いております。

当社を取り巻く環境装置機械業界においては、公共分野では、上下水道関連設備の更新・改修・機能強化、災害対策などの需要が堅調に推移したものの、民間分野では、景気の先行きの不透明感から、一部に設備投資需要の停滞も見られております。

このような事業環境の下、当社グループは、企業価値の向上を目指し、以下の戦略に取り組んでおります。

a) 「環境関連」を成長の核とするために、事業領域の拡大とニッチ戦略を進める。

イ 新製品の投入

Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）に続き、Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の取り組みを強化

ロ 現有製品群のブラッシュアップ

実績のある製品は利益を重視

「高度処理」「省エネ」「A I / I o T」「環境負荷軽減」「安全安心」のニーズに対応する形で競争力を強化

ハ メンテナンス・サービスの強化

アフターサービスを充実させ、外部環境に左右されない収益基盤として育成

b) 顧客軸・製品軸の両面から、事業領域の開拓を進める。

イ 選別受注、積算技術の向上、原価意識の徹底

ロ 実績の少ないエリアでの受注活動強化

ハ 防災需要への対応

c) 既存の収益基盤を着実に強化する。

イ ゼネコン・サブコン・メーカーとの連携強化

ロ 多様な顧客層へのアプローチ

これらの活動の結果、当連結会計年度の受注高は340億円（前期比20.5%増）、売上高は302億50百万円（同 6.4%増）、営業利益は32億14百万円（同 58.8%増）、経常利益は33億63百万円（同 55.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は23億42百万円（同 54.9%増）となりました。

② 当連結会計年度のセグメント別の概況

a) 環境関連

環境関連製品の製造・販売を手掛ける当セグメントの受注高は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け陰圧装置等の感染症対策製品が増加し、また半導体市場の回復により計測分野が増加したため、89億72百万円（前期比68.4%増）となりました。売上高は、感染症対策製品の増加に加え、水処理プラント分野の水景案件が増加したため、74億56百万円（同 40.8%増）となりました。

b) 水処理関連

上下水道向けの設計・施工を手掛ける当セグメントの受注高は、上下水道設備の更新案件の増加に加え、防災案件も増加し157億48百万円（前期比30.4%増）となりました。売上高は、受注高の増加によって、131億55百万円（同 4.9%増）となりました。

c) 風水力冷熱機器等関連

主にポンプ、冷凍機、空調機器などを商社として販売する当セグメントでは、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が制限され、案件の進捗に遅れが出ているとともに、設備投資需要の停滞も見られております。受注高は92億78百万円（前期比14.2%減）となり、売上高も96億39百万円（同 9.0%減）となりました。

(単位：百万円)

事業区別	受注高		売上高	
	第81期 (2019年12月期)	第82期 (2020年12月期)	第81期 (2019年12月期)	第82期 (2020年12月期)
環境関連	5,328	8,972	5,296	7,456
水処理関連	12,072	15,748	12,544	13,155
風水力冷熱機器等関連	10,818	9,278	10,590	9,639
合計	28,220	34,000	28,431	30,250

(2) 設備投資の状況

当社グループは、メーカー事業の拡充と研究開発の強化を図るため、当連結会計年度において総額1億1百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第79期 (2017年12月期)	第80期 (2018年12月期)	第81期 (2019年12月期)	第82期 (2020年12月期)
売上高(百万円)	26,110	29,295	28,431	30,250
経常利益(百万円)	1,848	2,252	2,169	3,363
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,353	1,600	1,512	2,342
1株当たり当期純利益(円)	201.74	241.09	229.43	369.20
総資産(百万円)	25,990	26,584	28,065	32,509
純資産(百万円)	12,769	12,520	14,945	16,703

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号、平成30年2月16日)等を第81期の期首から適用しており、第80期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) エ バ ジ ッ	50百万円	100%	機械器具設置、設備工事の請負・施工及び保守
荏 原 実 業 パ ワ ー (株)	100百万円	100%	蓄電池及び蓄電設備の企画、製造及び販売等

(注) 当社は、2020年12月15日付で荏原実業パワー(株)を新たに設立し、同社を連結の範囲に含めたため、重要な子会社に追加しております。

(6) 企業集団が対処すべき課題

当社グループは、「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」という経営理念に基づき、長年にわたり様々な環境問題に目を向けてきました。

トータル環境ソリューションカンパニーへの進化を目指すと共に、外部環境の変化に左右されず確固たる軸を持った競争力ある企業を実現させるために、以下の課題に取り組んでおります。

① 新事業の創出、新製品開発の加速

研究開発活動の成果を基に、新規事業の創出、新製品の市場投入の加速を図る。

② 事業領域の拡大

既存事業の顧客・エリアの拡大を図る。

③ 安定的収益基盤の確立

既存事業の収益性を一層向上させると共に、メンテナンス体制を強化し、アフターマーケットを獲得する。

④ 成長投資

財務健全性や資本効率、利益還元のバランスを追求しつつ、新規事業展開のための設備投資、業務提携、M&Aなどの成長投資により利益拡大を図る。

⑤ ガバナンスの充実強化

コンプライアンスの徹底を図ると共に、経営の透明性と効率性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図る。

(7) **主要な事業内容**（2020年12月31日現在）

当社グループは、当社・連結子会社の(株)エバジツ及び荏原実業パワー(株)により構成され、環境関連機器・装置の製造・販売、水処理施設などの各種プラント類の設計・施工、風水力冷熱機器などの仕入・販売を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループの事業区分及び主要品目は、次のとおりであります。

事業内容	主 要 品 目
環 境 関 連	オゾン濃度計、産業用脱臭剤・脱臭装置、省エネブロワ、各種水処理関連装置、感染症対策製品、ZEB・ZEH関連製品等の製造・販売 民間用排水処理施設、水産関連施設、水景施設等の計画・設計及び施工
水 処 理 関 連	上下水道関連施設（浄水場、下水処理場、各種ポンプ場等）の設計・施工並びに関連する機械・電気設備等の設計・施工・メンテナンス
風水力冷熱機器等関連	空調設備、給排水・衛生設備等に関わる風水力機器、冷熱機器等の仕入・販売及び当該設備関連工事

(8) 主要な事業所及び営業所 (2020年12月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
① 当 社 の 事 業 所		群 馬 営 業 所	群 馬 県 前 橋 市
本 社	東 京 都 中 央 区	山 梨 営 業 所	山 梨 県 甲 府 市
中 央 研 究 所	川 崎 市 麻 生 区	富 士 営 業 所	静 岡 県 富 士 市
環境計測技術センター	川 崎 市 麻 生 区	中 部 営 業 所	名 古 屋 市 熱 田 区
かずさ生産技術センター	千 葉 県 木 更 津 市	九 州 営 業 所	福 岡 市 中 央 区
かずさファシリティ開発センター	千 葉 県 木 更 津 市	札 幌 事 務 所	札 幌 市 中 央 区
関 東 支 社	さ い た ま 市 浦 和 区	栃 木 事 務 所	栃 木 県 小 山 市
東 関 東 支 社	千 葉 市 中 央 区	横 浜 事 務 所	横 浜 市 中 区
神 奈 川 支 社	川 崎 市 川 崎 区	西 湘 事 務 所	神 奈 川 県 茅 ヶ 崎 市
静 岡 支 社	静 岡 市 駿 河 区	新 潟 事 務 所	新 潟 市 中 央 区
大 阪 支 社	大 阪 市 中 央 区	広 島 事 務 所	広 島 市 東 区
北 東 北 営 業 所	岩 手 県 盛 岡 市	② 連 結 子 会 社	
東 北 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区	(株) エ バ ジ ッ	東 京 都 大 田 区
茨 城 営 業 所	茨 城 県 つ く ば 市	荏 原 実 業 パ ワ ー (株)	千 葉 県 木 更 津 市

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

(9) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の使用人数

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
545名	1名減	45.3歳	14.1年

（注）上記の使用人数には、顧問・嘱託を含み、臨時使用人30.1名（期中平均人数）は含まれておりません。

② 当社の使用人数

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
484名	4名減	45.6歳	14.3年

（注）上記の使用人数には、顧問・嘱託を含み、臨時使用人30.1名（期中平均人数）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	810百万円
株式会社三菱UFJ銀行	180
日本生命保険相互会社	100

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,715,000株（自己株式430,524株を含む）
- (3) 株主数 4,762名（前期末比651名減）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
光 通 信 株 式 会 社	614 千株	9.77 %
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	391	6.23
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	373	5.94
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	224	3.56
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	180	2.86
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	150	2.38
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	150	2.38
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	150	2.38
荏 原 実 業 社 員 持 株 会	147	2.34
鈴 木 久 司	138	2.19

（注）持株比率は、自己株式（430千株）を控除して計算しております。

(5) **その他の株式に関する重要な事項**

当社は、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき以下のとおり自己株式を取得しました。

第1回

取締役会決議日	2020年3月9日
取得した株式の種類及び数	普通株式 250,000株
株式の取得価額の総額	455,750,000円
取得日	2020年3月10日

第2回

取締役会決議日	2020年3月11日
取得した株式の種類及び数	普通株式 57,500株
株式の取得価額の総額	115,000,000円
取得日	2020年3月12日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年12月31日現在）

氏 名	地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
鈴木 久 司	代 表 取 締 役（会長兼CEO）
阿 部 亨	代 表 取 締 役（社長執行役員兼COO、自社製品統括）
石 井 孝	取 締 役（常務執行役員、営業統括・環境設備本部長）
吉 田 俊 範	取 締 役（常務執行役員、管理本部長）
大 野 周 司	取 締 役（常務執行役員、総合企画室長）
中 村 隆	取締役（常勤監査等委員）
平 山 正 剛	取締役（監査等委員）（弁護士、平山・福島・鈴木法律事務所）
橘 昇	取締役（監査等委員）
石 橋 和 男	取締役（監査等委員）（公認会計士、公益財団法人天田財団監事、公益財団法人塩事業センター監事）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）平山正剛氏、橘昇氏及び石橋和男氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）石橋和男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）中村隆氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4. 当社は、取締役（監査等委員）平山正剛氏、橘昇氏及び石橋和男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2020年3月26日開催の第81期定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員）松崎信氏は、任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く。）	5名	112百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (4)	46 (25)
合 計 （うち社外役員）	10 (4)	158 (25)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年3月24日開催の第77期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）について年額280百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記には、2020年3月26日開催の第81期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含めております。
4. 当社は、2021年2月16日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等の概要を次のとおり定めております。
- 当社の取締役の報酬は、経営理念を实践する優秀な人材の登用・保持を可能とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主様との価値共有を進める報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監査等委員である取締役は、その職務に鑑み基本報酬のみとする。
- 個人別の報酬等についての決定は、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会で協議し、取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会で決定する。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職状況と当該兼職先と当社との関係

「(1)取締役の状況」に記載のとおりであります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	活 動 状 況
社 外 取 締 役 (監査等委員)	平 山 正 剛	15回／15回	13回／13回	弁護士としての専門的見地から適切な 発言・指導を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	橘 昇	15回／15回	13回／13回	他社において経営に携わった経験と知 見から適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	石 橋 和 男	10回／10回	9回／9回	公認会計士としての専門的立場から適 切な発言・指導を行っております。

(注) 社外取締役（監査等委員）石橋和男氏は、2020年3月26日開催の第81期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査等委員会の出席回数が他の社外取締役と異なります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 「荏原実業グループ行動規範」を取締役会において決議し、取締役及び使用人が法令及び定款並びに企業倫理を遵守した行動をとるための基準としている。
 - b) コンプライアンス徹底のため、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、取締役及び使用人の研修を行うとともに、会社全体の状況把握と問題点の指摘などの監視を行う。
 - c) 社長は、自ら直轄する「監査室」に命じて、コンプライアンスについての監査を行わせる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る重要情報を法令及び社内規程の定めるところに従い、適切に保存管理し、取締役が常時閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク・コンプライアンス委員会」「案件検討委員会」等各種委員会を設置し、リスク管理体制の整備に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 取締役会は、取締役会が定める職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役に職務の執行を行わせる。
 - b) 取締役会は、每期、業績目標を設定し、月次実績をレビューし、担当取締役に目標達成状況を分析させ、目標未達の場合は改善策を報告させる。
- ⑤ 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a) 取締役は、荏原実業グループ各社が「荏原実業グループ行動規範」に基づきグループの経営理念を遵守した行動をとるように指導する。
 - b) 取締役は、当社管理本部に企業集団全体の業務全般の管理をさせ、業務の適正性・効率性を確保する。
 - c) 社長は、監査室に企業集団全体の監査をさせ、内部統制の有効性を確保する。

-
- d) 監査等委員は、企業集団全体の監査を適正に行えるよう、会計監査人、監査室及び子会社監査役と密接な連携体制を確保する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
- a) 監査等委員の職務を補助するため、監査等委員会スタッフを1名以上置く。
 - b) 当該スタッフの任命・異動等人事権に係る事項については監査等委員会と事前に協議するものとする。
- ⑦ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a) 監査等委員でない取締役は、会社の経営、業績に影響を及ぼすおそれのある重要な事実等を監査等委員に報告する。
 - b) 監査等委員でない取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止している。
 - c) 監査等委員でない取締役は、監査等委員に対し、重要な会議への出席機会を提供するとともに、監査等委員が業務の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。
 - d) 監査等委員は、監査等委員でない取締役及び部門長等に対し定期的にヒアリングを行い情報を収集するとともに会計監査人、監査室と定期的に情報交換を行う。
 - e) 監査等委員でない取締役は、監査等委員が職務の遂行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a) 財務報告に係る規程、内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築するとともに、その適切な運用を図る。
 - b) 監査室は、財務報告の信頼性を確保するための体制が有効に機能しているかを定期的に評価し、重要な事項については取締役会に報告する。

⑨ 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

反社会的勢力に対していかなる名目であれ、何らかの経済的利益等を与えず、その旨を「荏原実業グループコンプライアンス・ガイドライン」の中に定め、役職員全員へ周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となる「荏原実業グループ行動規範」及び「荏原実業グループコンプライアンス・ガイドライン」に基づき、全役職員が法令を遵守するよう各種会議等を通じ徹底しております。また、「リスク・コンプライアンス委員会」において、役職員のコンプライアンスの徹底状況を把握するとともに、委員を通じ啓蒙活動を行っております。さらに、社長は、自ら直轄する「監査室」に命じて、コンプライアンスについての監査を計画的に行わせております。このほか、「内部通報規程」を定め、常勤監査等委員を通報先とする内部通報制度を確立しております。「内部通報規程」においては、通報者が監査等委員へ相談または通報したことを理由として、通報者はいかなる不利な取り扱いも受けないことが明記されています。

② リスク管理体制

全社的なリスク管理について統括する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、全社的なリスクのモニタリングを行っております。また、想定されるすべてのリスクを把握するためリスクテーブルを每期見直し、必要に応じ防止策及び対応策を定めております。

大口受注や大口事業投資などに係るリスク（ビジネスリスク）に対応するため、「案件検討委員会」を開催し、当該リスクの最小化を検討しております。

納入製品における技術上の重大な不適合に対し、その原因究明と再発防止を図るため、「リスク・コンプライアンス委員会」において該当事案の発生に関してモニタリングを行っております。

③ グループ会社の経営管理

当社経理部長を子会社の監査役として派遣し、業務の状況を監督するとともに、管理本部長が当社グループ会社の業務全体の管理を行っております。また、社長直轄の監査室が、グループ会社の監査を定期的に行っております。さらに、監査等委員は会計監査人、監査室及び子会社監査役と連携し、グループ全体の監査を行っております。

④ 取締役の職務の執行

取締役会を年15回開催し、法令定款等に定められた事項や経営方針、経営に関する重要事項を決定するとともに、業績目標の達成状況について分析評価を行っております。また、取締役会では、取締役が担当する業務執行状況の報告を行い、その妥当性及び効率性の監督を行っております。

⑤ 監査等委員の職務の遂行

監査等委員は、取締役会に加え、予算委員会等の社内重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求めています。

また、定例監査等委員会を開催している他、取締役との定期的な面談や会計監査人及び監査室とも定期的に情報交換を行っております。

なお、監査等委員が職務遂行上必要とする費用については、会社がすべて負担しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分については、株主の皆様に対して安定的配当を継続して実施することを経営の重要課題としております。さらに内部留保にも意を用い、研究開発、設備投資に備えるなどして、業績の向上と財務体質の強化に努めることを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、2021年度からの資本政策・株主還元についての基本方針は、「コーポレートガバナンスの取り組みのハイライト」（7頁）をご参照願います。

連 結 計 算 書 類

連 結 貸 借 対 照 表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,296	流 動 負 債	14,278
現 金 及 び 預 金	9,386	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	9,946
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	10,804	短 期 借 入 金	1,090
商 品 及 び 製 品	660	未 払 法 人 税 等	788
仕 掛 品	224	未 払 消 費 税 等	261
未 成 工 事 支 出 金	576	前 受 金	1,411
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	435	工 事 損 失 引 当 金	152
そ の 他	210	そ の 他	628
貸 倒 引 当 金	△1	固 定 負 債	1,527
固 定 資 産	10,213	繰 延 税 金 負 債	1,086
有 形 固 定 資 産	2,857	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	158
建 物 及 び 構 築 物	1,346	退 職 給 付 に 係 る 負 債	195
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	56	そ の 他	86
工 具 、 器 具 及 び 備 品	84	負 債 合 計	15,805
土 地	1,356	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	13	株 主 資 本	13,923
無 形 固 定 資 産	131	資 本 金	1,001
投 資 そ の 他 の 資 産	7,224	資 本 剰 余 金	831
投 資 有 価 証 券	5,715	利 益 剰 余 金	12,952
保 険 積 立 金	687	自 己 株 式	△862
投 資 不 動 産	666	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,780
繰 延 税 金 資 産	13	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,811
そ の 他	247	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△31
貸 倒 引 当 金	△106	純 資 産 合 計	16,703
資 産 合 計	32,509	負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,509

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結損益計算書(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

科 目								金 額	
売 上	高 価								30,250
売 上	原 価								21,240
販 売 費	上 原 総 利 益								9,010
営 業 費	及 び 一 般 管 理 費								5,795
営 業 外 収 益	利 益								3,214
受 取 利 息	及 び 配 当 金						91		
投 資 不 動 産	賃 貸 料						95		
そ の 他							22		209
営 業 外 費 用									
支 払 利 息							6		
不 動 産 賃 貸 費							40		
為 替 差 損							9		
保 険 解 約 損							3		
そ の 他							0		61
経 常 利 益									3,363
特 別 利 益									3
特 別 損 失									
投 資 有 価 証 券 評 価 損							27		27
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益									3,339
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税							1,050		
法 人 税 等 調 整 額							△53		997
当 期 純 利 益									2,342
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益									2,342

連結株主資本等変動計算書(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年1月1日残高	1,001	831	10,996	△291	12,538
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△386		△386
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,342		2,342
自 己 株 式 の 取 得				△571	△571
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,956	△571	1,385
2020年12月31日残高	1,001	831	12,952	△862	13,923

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
2020年1月1日残高	2,451	△44	2,407	14,945
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△386
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				2,342
自 己 株 式 の 取 得				△571
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	360	13	373	373
連結会計年度中の変動額合計	360	13	373	1,758
2020年12月31日残高	2,811	△31	2,780	16,703

計 算 書 類

貸 借 対 照 表(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,975	流 動 負 債	13,864
現金及び預金	8,394	買掛金	5,184
受取手形	415	電子記録債務	4,528
電子記録債権	1,913	短期借入金	1,080
売掛金	8,301	未払金	233
商品及び製品	635	未払費用	192
仕掛品	224	未払法人税等	757
未成工事支出金	483	未払消費税等	248
原材料及び貯蔵品	431	前受金	1,344
前払費用	73	工事損失引当金	152
その他の貸倒引当金	104	その他の	144
	△1	固 定 負 債	1,465
固 定 資 産	10,203	繰延税金負債	1,100
有形固定資産	2,816	役員退職慰労引当金	146
建物	1,274	退職給付引当金	137
構築物	37	長期預り保証金	32
機械及び装置	56	その他の	49
工具、器具及び備品	82	負 債 合 計	15,330
土地	1,351	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	13	株 主 資 本	13,036
無 形 固 定 資 産	123	資 本 金	1,001
借地権	5	資 本 剰 余 金	831
ソフトウェア	108	資 本 準 備 金	831
電話加入権	7	利 益 剰 余 金	12,066
特許権	1	利 益 準 備 金	141
投資その他の資産	7,264	その他の利益剰余金	11,924
投資有価証券	5,701	固定資産圧縮積立金	162
関係会社株式	249	別 途 積 立 金	9,175
保険積立金	685	繰越利益剰余金	2,586
投資不動産	507	自 己 株 式	△862
長期貸付金	96	評価・換算差額等	2,811
その他の貸倒引当金	122	その他有価証券評価差額金	2,811
	△99	純 資 産 合 計	15,848
資 産 合 計	31,179	負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,179

損益計算書(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			28,671
売上原価			20,120
売上総利益			8,550
販売費及び一般管理費			5,497
営業利益			3,052
営業外収益			
受取利息及び配当金	140		
投資不動産賃貸料	57		
受取保険料	10		
その他	17		226
営業外費用			
支払利息	6		
不動産賃貸費用	30		
為替差損	9		
保険解約損	3		
その他	0		50
経常利益			3,229
特別利益			3
特別損失			
投資有価証券評価損	27		27
税引前当期純利益			3,205
法人税、住民税及び事業税	980		
法人税等調整額	△55		925
当期純利益			2,280

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計 合 計
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2020年1月1日残高	1,001	831	141	165	8,175	1,689	10,172	
事業年度中の変動額								
別 途 積 立 金 の 積 立					1,000	△1,000	-	
剰 余 金 の 配 当						△386	△386	
固定資産圧縮積立金の取崩				△3		3	-	
当 期 純 利 益						2,280	2,280	
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△3	1,000	897	1,893	
2020年12月31日残高	1,001	831	141	162	9,175	2,586	12,066	

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
2020年1月1日残高	△291	11,714	2,451	14,165
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立		-		-
剰余金の配当		△386		△386
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
当期純利益		2,280		2,280
自己株式の取得	△571	△571		△571
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			360	360
事業年度中の変動額合計	△571	1,322	360	1,682
2020年12月31日残高	△862	13,036	2,811	15,848

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

荏原実業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 登樹男 ㊞
--------------------	----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 滝 沢 勝 己 ㊞
--------------------	-----------------

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、荏原実業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、荏原実業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の

ない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な

不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

 荏原実業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 登樹男 ⑩
--------------------	----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 滝 沢 勝 己 ⑩
--------------------	-----------------

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、荏原実業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算

書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不

確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査等委員会が定めた「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、当期の監査方針、監査職務の分担等に従い、内部監査部門としての監査室その他内部統制を所管する管理本部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項並びに監査室からその監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月16日

荏原実業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	中 村	隆	Ⓔ
監 査 等 委 員	平 山	正 剛	Ⓔ
監 査 等 委 員	橘	昇	Ⓔ
監 査 等 委 員	石 橋	和 男	Ⓔ

(注) 監査等委員 平山正剛、橘昇及び石橋和男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ ㇿ

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the page.

株主総会会場のご案内

会 場 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 3階 「龍田の間」
電話03-3546-0111

<ご案内図>



交通機関

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 東銀座駅（A1出口）より徒歩3分
JR新橋駅（銀座口）より徒歩10分
都営地下鉄大江戸線 築地市場駅（A3出口）より徒歩7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。